

警察が管理・設置する監視カメラに関する意見書

2012年（平成24年）1月20日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

警察庁の「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」による「最終とりまとめ」は、監視カメラ設置の必要性についての吟味が極めて不十分であること、設置や管理についての法律等の根拠の必要性を否定していること、仮にこれを運用する場合の人権救済システムへの配慮が極めて不十分であることなどから、深刻なプライバシー権・自己情報コントロール権の侵害をもたらし、自由で闊達な市民社会の形成を阻害するおそれが強いものであり、当連合会は、「最終とりまとめ」に依拠した監視カメラ設置の推進に反対するものである。

意見の理由

1 2011年9月8日、警察庁の「警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関する研究会」（以下「研究会」という。）の「最終とりまとめ」が発表された。この研究会は、警察庁の実施するJR川崎駅東口地区の「街頭防犯カメラシステムモデル事業」（2009年4月～2011年3月）に伴って設置されたもので、警察が設置・管理する監視カメラに関するモデル事業への助言や意見表明、調査・検討を行っていたものである。

「最終とりまとめ」では、①防犯カメラのさらなる設置促進、②適正な街頭防犯カメラの設置・運用の確保、③自治体・民間による防犯カメラの設置促進とその健全な管理・運用の確保の3点が提案されている。

2 しかし、警察が設置・管理する街頭防犯カメラ（以下「監視カメラ」という。）は、個人のプライバシー権との関係でみると、次のような特徴を有している。即ち、監視カメラは、犯罪の嫌疑を受ける者に限らず、公共空間を通行する者全てを、承諾なくして撮影し、その映像を保管するものである。その映像が保管されると、その場所を通行する全ての者の私生活の在り方を警察が把握することが可能になる。特に、監視カメラに近時開発されている、個人の肖像から顔の特徴を数値化して個人を特定することのできる「顔貌認識カメラ」機能が備わっている場合には、警察が保管する映像データを検索することによって、特定の個人がいつ、どこで、何をしていたかを、警察が容易に把握することができるようになる。

3 以上のとおり、警察が設置・管理する監視カメラは、捜査の必要性の有無とは無関係に、全ての市民の社会生活の状況を監視し、把握することが

可能となるシステムとなり得るものであり、警察活動が犯罪捜査などにおける強制力の行使に結びつく権力作用であることも併せ考えれば、個々の民間業者などが設置・管理する防犯カメラなどと質的に異なり、市民のプライバシー権・自己情報コントロール権に対する深刻な侵害を生じさせる可能性を持っている。

4 したがって、警察がこのような監視カメラを設置することについて、どのような法益が、どのような具体的蓋然性をもって危険にさらされているのかを客観的に分析して真に必要な施策であるかを判断し、必要があるとしても人権の制約が必要最小限かつ明確な基準によるものかなどを厳しく吟味することが必要である。

5 これに対して、「最終とりまとめ」において、警察が「設置目的の正当性の認められる地区」の基準として考えているのは、①警察が繁華街・歓楽街対策を講じている地区、②地域の安全確保のために警察による犯罪防止対策が特に強化されるべき地区、③警察による犯罪抑止対策が緊急に講じられるべき地区の3つであるとされている。しかし、繁華街や歓楽街といわれるものは全国に広範に存在しており、その場所でどのような法益侵害が、どのような蓋然性の下で行われる可能性があるのかは明らかではなく、仮に、全国1181の警察署(平成23年警察白書)が管内の各1か所の繁華街を選び、各30台ないし50台のカメラを設置しただけでも、約3万5000～6万台近くの監視カメラが設置されることになり、あまりに漠然として広範な設置根拠であるといわざるを得ない。

6 また、「最終とりまとめ」は、監視カメラの設置・管理について、「具体的な手続が明確化され、それに基づき運用されることが確保されるのであれば、必ずしも特別な法的根拠規定を設けるまでの必要はない」として、監視カメラの設置に当たって、国会や地方議会による法的根拠が必要ないとしている。しかし、監視カメラは、市民全体のプライバシー権ないし自己情報コントロール権と深刻な衝突を生じるものであるから、議会における慎重な審議を経て、明確かつ具体的な法的根拠が与えられるかが検討されなければならないことは明らかである。

7 さらに、設置された監視カメラの運用が人権を侵害していないかどうかについても、警察以外の機関がチェックし、検証するシステムを予定しておらず、「最終とりまとめ」は、都道府県公安委員会が、街頭防犯カメラの運用状況の報告を受けるなどとしている。しかし、現在の都道府県公安委員会は、特にプライバシー権や自己情報コントロール権との関係で警察権行使の適正性をチェックする独立した第三者機関としての機能を持たないことは明らかであり、監視カメラの設置・運用のチェックは、当連合会がかねてより設置を求めてきた、国及び地方自治体などによる個人情報の

取得，保管，利用に対する調査，是正命令などを行う権限を持つ，政府から独立した機関によって行われなければならない。

- 8 次に、「最終とりまとめ」は，自治体・民間の防犯カメラについて警察による一元管理が志向されているが，自治体・民間の防犯カメラまで警察によって一元管理されるとすれば，市民のプライバシー権侵害は際限なく拡大する可能性がある。
- 9 よって，当連合会は，「最終とりまとめ」に依拠した監視カメラ設置の推進に反対するものである。